

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（固体廃棄物貯蔵庫第10棟の設置）に係る面談
2. 日時：令和4年6月21日（火）13時35分～15時00分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
高木係長、高木技術参与
塩唐松係員（テレビ会議システムによる出席）
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所 担当12名（テレビ会議システムによる出席）
5. 要旨
 - 東京電力ホールディングス株式会社より、実施計画の変更認可申請（固体廃棄物貯蔵庫第10棟の設置）の概要について、資料に基づき、以下のとおり前回からの変更点の説明があった。
 - 敷地周辺の放射線防護について
 - ✓ 実効線量を評価する際の核種について、フォールアウトにより汚染した汚染土はCs-134及び137で評価し、汚染土以外は、炉水由来の瓦礫等を保管する可能性があるためCo-60とする。
 - 設計上の考慮について
 - ✓ 自然現象に対する設計上の考慮
 - 原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認するとともに、主に以下のコメント等を伝えた。
 - 第100回監視検討会の意見を踏まえて、固体廃棄物の長期的な管理計画及び固体廃棄物貯蔵庫第10棟の運用方法を整理して説明すること。
 - その上で、貯蔵を計画している固体廃棄物による直接線・スカイシャイン線の評価及びダスト由来の評価を基に敷地境界の線量評価を取り纏め、本施設に対する耐震設計を含む設計条件全般について整理して説明すること。
6. その他
資料：
 - 固体廃棄物貯蔵庫第10棟の設置に係る実施計画の変更について

以上